

平成25年4月1日から新たな分別方法で回収します

紙製容器包装(紙パック)

 紙パックマークがついているもの



紙製容器包装(紙パック)として資源回収するもの

- 紙マークの付いているもので汚れが付いていないもの
- 紙パック容器で汚れが付いていないもの
- 牛乳パック等は、紙パックになります

紙製品でも燃やすごみとして出していただくもの

- 紙マークが付いていても汚れがひどいもの
- 紙マークが付いていてもプラスチックが取り除けないもの
- 紙マークが付いていてもアルミ箔で加工しているもの
- 郵便物などの個人情報にかかわるもの
- トイレットペーパー、ティッシュペーパーは必ず燃やすごみへ
- 紙袋で布やプラスチックの紐が付いているもの
- 使い残し、食べ残しの混ざったもの

新聞紙(チラシ)・雑誌・段ボール



ダンボールには  マークがついているものもあります

ダンボール

- 新聞紙(折り込み広告・チラシ類)・雑誌(書籍全般、カタログ)は、必ずひもで束ねてください(新聞は、新聞販売店の紙袋も可)
- すべて高さ(厚さ)は30cm程度としてください
- ダンボールは、1枚でも大きい物は50cm程度に織り込み縛り、2枚以上は、必ず縛る

※取り除くもの…書籍などのビニールカバー

プラスチック製容器包装



 マークがついているもの


プラスチック製容器包装として資源回収するもの

- フィルム類・ボトル類・パック、カップ類でも汚れがある程度取れているもの

プラマークが付いていても燃やすごみに出してもらうもの

- 汚れがひどいもの
- 紙などの合成品
- ラップ類はすべて燃やすごみへ
- 使い残し、食べ残しの混ざったもの

※ペットボトルのキャップとラベルはプラスチック製容器包装になります。

ボトルは  PET でプラスチック製容器包装には含まれません。ボトルは、従来通り拠点回収をお願いします。

その他の対象外製品



プラスチック製品そのもの

- プラスチックの日用品(人形、カゴ、ハンガー、洗面器、スプーンなど)
- 台所用品(タッパー、カップ、ザル、プラスチックラップ)